

令和6年長浜市議会定例会  
令和7年1月特別議会  
市長提案説明

令和7年1月27日

## 議案説明

- ・ 補正予算           5 議案（議案第 1 号～第 5 号）
- ・ 条例改正           2 議案（議案第 6 号～第 7 号）

本日ここに、令和7年1月特別議会の開会にあたり、議員の皆様方には、ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号は、令和6年度一般会計の補正予算で、総額7億7,800万<sup>よ</sup>余円の追加補正であります。

主な内容としましては、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響により生活への負担が特に大きい低所得世帯を支援するため、住民税均等割非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の支給や、この非課税世帯のうち子育て世帯に対して18歳以下の児童1人当たり2万円の支給を行うための経費を計上しております。

また、令和6年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告や法律の改正状況を踏まえ、特別職や議員の期末手当、及び本市職員の給与改定に伴う経費のほか、今年度の職員の異動に伴う人件費の過不足分を計上しております。

なお、これらの財源としましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や、普通交付税、繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

議案第2号、議案第3号及び議案第5号につきましては、人事院勧告等を踏まえ、職員給与費について補正予算を各会計で編成したものです。

議案第4号は、令和6年度病院事業会計の補正予算に関するものです。本議案では、人事院勧告等を踏まえた職員給与の改定や、今年度の職員人件費不足分に加え、経営改善に向けた取組を進めるための経費を追加計上しております。

市立2病院の経営状況は、昨年12月以降ご説明しておりますとおり、令和6年度に過去最大の赤字が見込まれており、令和7年度から令和8年度には資金ショート、すなわち企業としては存続が困難に陥る可能性があるなど、極めて厳しい状況にあります。このまま赤字が続き、市からの支援が必要となった場合、一般会計の基金残高は急速に減少し、令和15年度には枯渇する恐れがあります。その結果、福祉や教育をはじめとする市民サービスの維持が困難

となるリスクが生じます。学校の建て替えや、給食費の無償化維持、道路の新設改良など市民の皆さんが熱望されている事業が難しくなる可能性があるのです。

市立長浜病院は、令和3年度及び令和4年度のコロナ補助金による黒字を除き、平成24年度から令和6年度の13年の間、確定しているものだけでも数億円から11億円まで一貫して赤字が続いている状況にあります。過去の投資により600床級の病院として施設整備を行いました。実際は300床台の稼働しかない結果、借入金の償還や利息といった削減が困難な経費が構造的な赤字の原因となっています。また、放射線治療装置の老朽化に伴う入れ替え等、地域がん診療連携拠点病院としての高額医療機器への投資も、いわゆる赤字体質の原因となっていることは否定できません。さらに、物価高騰や賃金上昇といった外的要因影響も加わり、こうした病院事業経営の課題が顕在化したものと認識しており、これらの点については病院事業管理者とも認識が一致しております。

こうした赤字体質を生み出し、解決できずに温存してきたことは、公営企業法の適用される企業として存続してい

る以上、第一義的には病院事業に責任があります。しかしながら、コロナ補助金による黒字の2年間を除き、13年間一貫して赤字が続いている状況下でありながら、その間、均衡予算を提出し、赤字決算を認め続けてきた歴代の長浜市政を担ってきた私たちにも責任の一端は否定できません。そのため、現在の財政を担い、将来の財政にも責任のある私たちは、襟を正して、この危機的な事態を乗り越える姿勢がぜひとも必要です。

このような危機的状況を踏まえ、企業として病院の経営が成り立つことを前提としたこれまでの病院再編の議論にとらわれず、病院再建を最優先に取り組む必要があります。具体的には、病院事業としては赤字体質を自ら正してこれなかった以上、第三者である外部専門家の厳しい判断を前提にし、その支援による赤字体質の解明、経営改善の分析、提案、及び実行支援などを通じて、収支の根本的な改善を図ることを目指しております。これらの取組は、市民生活への影響を最小限に抑えつつ、病院事業の健全化を達成するために欠かせないものです。

本市といたしましては、持続可能な市立病院の運営を実

現するため、市と病院事業が一丸となり、規模やあり方を含めた検討を進めつつ、具体的な改善策を速やかに講じ、病院事業の根本的な転換をするべく不退転の決意で進めてまいります。この補正予算案が病院事業の根本的な転換に向けた重要な第一歩となることをご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

議案第6号及び議案第7号は、令和6年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を踏まえ、特別職及び一般職等の職員給与の給料月額、勤勉手当の支給月数の引上げなど、所要の改正を行うものです。

以上、本日ご提案申しあげました議案につきましては、国における予算措置や病院事業の経営状況の悪化見込みを踏まえての提案となりますが、いずれも早期の対応が求められており、準備が整い次第、速やかに進めてまいりたいと考えておりますので、なにとぞご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。